

宗教法人松岳院永代供養墓「大峰閣」使用規則

《目的》

第一条

この規則は、宗教法人松岳院（横浜市青葉区奈良 2-4-7 以下 當山という）の運営する永代供養墓(以下 大峰閣という)の管理・使用の適正化を図ることを目的とする。

《管理者》

第二条

大峰閣の管理者（以下 管理者という）は、當山の代表役員とし、本規則に従って管理するものとする。

《使用の目的》

第三条

大峰閣は納骨・埋葬の用に供する目的以外に使用することはできない。

《使用資格》

第四条

- 1、 當山檀信徒
- 2、 當山檀信徒ではなく大峰閣の使用を希望する者は、まず當山の本尊に帰依していただき使用手続きの完了した者に限り使用することができる。また、過去の宗派（既存仏教に限る）は原則として不問とする。なお大峰閣の申込以降は曹洞宗の宗旨に則り、當山が祭祀者として執り行う。但し、管理者が不当とした場合はこの限りではない。

《申込方法》

第五条

- 1、 大峰閣の使用を希望する者は所定の使用申込書に必要事項を記入し、署名、捺印をし、管理者の承認を得たうえで、住民票謄本を提出しなければならない。
- 2、 生前申込の場合には後見人（連絡人）を一人定め、所定の使用申込書に必要事項を記入し、使用者と後見人の連署、捺印のうえ、住民票謄本を提出しなければならない。もし亡くなられた場合、葬儀は管理者が執り行う。葬儀布施は別途となります。
- 3、 上記の 1、もしくは 2、が済んだら、別に定められた永代供養料を所定の時期までに納付しなければならない。

《永代供養料》

第六条

1、

納骨・埋葬形式	永代供養料	期間
個別骨壺納骨一靈位(七寸)	20万円～	10年を過ぎたら合祀
骨壺納骨一靈位(三寸)	10万円～	5年を過ぎたら合祀
合葬納骨一靈位	5万円～	永代

- 2、 理由の如何にかかわらず、既納の永代供養料及び諸費は一切返還しない。

《変更届》

第七条 使用申込書の記載事項に変更が生じた場合、使用者は速やかに修正の届出をしなければならない。

《納骨・埋葬及び改葬の手続き》

第八条 使用者が埋葬または改葬する時は、事前に管理者に届出をし、了承を得て区市町村長の発行する、埋・火葬許可書または改葬許可書を、分骨の時は現に埋葬されている墓地管理者の発行する分骨証明書を管理者に提出し、所定の手続きを経なければならない。

《納骨・埋葬の制限》

第九条 1、 大峰閣は使用者本人のみ有効で、譲渡、転貸することはできません。
2、 管理者が許可した縁故者に限り納骨、埋葬することができる。
3、 大峰閣は焼骨以外の納骨、埋葬はできない。
4、 大峰閣は禽獣は納骨、埋葬はできない。

《納骨・埋葬の方法》

第十条 納骨・埋葬する際に、現行法律では遺骨の祭祀者は管理宗教法人となる必要があるため、祭祀者は管理者とする。

《永代供養》

第十一条 1、 永代供養、管理者が毎朝のお勤めの中で大峰閣に納骨・埋葬されている方の回向を読み上げます。また、毎年7月30日に當山の「大施餓鬼会（15名以上の僧侶の読経後）」にて納骨・埋葬されている方のご戒名、ご芳名を讀込供養いたします。供養は當山が存続する限り執り行う。
2、 ご家族、縁故者が個別に年回法要を希望される場合、管理者が祭祀者として執り行う事ができる。但し、供養料は別途必要となる。

《遺骨の返還》

第十二条 1、 合祀された遺骨は返還できない。
2、 合祀前の遺骨は、返還請求者との間に法的整合性が有り、かつ正当な理由があり、更に管理者が認めた場合のみ返還するものとする。

《使用資格の取り消し》

第十三条 次の各号に該当する場合、管理者は使用者に対し、大峰閣の使用許可を取り消す事ができる。

- 1、 使用者が本規則に違反したとき。
- 2、 使用者が申込時に虚偽の申請をしたとき。
- 3、 大峰閣並びに當山境内地において管理者が認めない宗教行為を行ったとき。
- 4、 他の使用者に特別の圧力を加えたり甚だしく近隣の迷惑行為をしたとき。
- 5、 使用者が、暴力団員、暴力団関係企業社員、反社会的勢力、その他これらに準ずる者であることが判明した場合、かつ、管理者が大峰閣の使用に不適切と判断した場合。
- 6、 使用者本人より申し出があったとき。
- 7、 生前申込の場合、利用申込者本人の意見を尊重し利用申込者の死後、利用申込者及び第五条の2で定められた後見人以外の要求は一切受け付け

ない。管理者が話し合いで収拾がつかないと判断したとき。

- 8、 第五条の 2 で生前申込者の葬儀は管理者が祭祀者となりますので、管理者に何の連絡もなく、他寺院によって葬儀が執り行われた場合

《使用権の返還》

第十四条

- 1、 大峰閣の使用権が消滅した場合、又は使用者が使用権を放棄した場合は、無償かつ無条件にて、すみやかに使用者は所定の届出書に署名、捺印のうえ、管理者に提出すること。
- 2、 使用権を返還された者及び第十三条にて使用資格を取り消された者は、ただちに自らの負担において大峰閣に納骨された骨壺を引き取るものとする。
- 3、 使用権を返還された者及び第十三条にて使用権を取り消された者が十四条 2 の定める義務を履行しない場合において、使用権の返還及び使用資格の取り消し後 1 年を経過した場合には管理者は該当骨壺より焼骨を取り出し合祀墓に移し埋葬することができる。

《不可抗力による事故の責任》

第十五条

天変地異等による不可抗力、又は暴漢、暴動等の第三者の行為に因る損害については、管理者は一切の責任を負わない。

《規則に定めなき事項》

第十六条

本規則に定めなき事項については法令・条例の定めによる他、その都度當山および管理者がこれを定める。

《規則の変更》

第十七条

墓地埋葬法等、関係法令・条例の改正、または管理上の必要があるとき、又は本規則の条文が実状に合わなくなったときは、管理者はこれを改訂することができ、異議、申立てについてはできないものとする。

附則

本規則は平成 28 年 12 月 1 日より施行する。